

地方財政審議会付議（説明）案件

令和元年6月26日（水）

（案件名）

・航空機燃料譲与税法施行規則の改正について（決裁）

○航空機燃料譲与税法（昭和47年法律第13号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第6条の2 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聞かなければならない。

一 略

二 第2条第1項若しくは第3項、第2条の2第3項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

自治税務局 企画課

理事官 沼澤 弘平

（内23511）

航空機燃料譲与税法施行規則の改正について

(1) 現行制度の概要

航空機燃料譲与税の譲与額は、2分の1を着陸料収入額により、残りの2分の1を航空機の騒音が特に著しい地区内の世帯数により按分し、空港関係地方団体に譲与している。

この航空機の騒音の基準については、「日本工業規格 Z8731（環境騒音の表示・測定方法）」を用いている。

(2) 改正概要

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）において、工業標準化法が一部改正され、同法の法律名や規格名等が変更されることとなった。

航空機燃料譲与税法施行規則において、同法の法律名や規格名等を引用していることから、該当部分の改正を行うこととする。

【参考】航空機燃料譲与税法施行規則において改正する用語等

「工業標準化法」 → 「産業標準化法」

「第 17 条第 1 項」 → 「第 20 条第 1 項」

「日本工業規格」 → 「日本産業規格」

(3) 施行期日

令和元年 7 月 1 日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令案（抜粋）

○総務省令第 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令

第一条 〽 第十八条 略

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第十九条 航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十条 〽 第六十四条 略

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

新旧対照条文（抜粋）

第十九条による改正（航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号））

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p style="text-align: center;">(法第二条第一項第二号の地区)</p> <p>第二条 略</p> <p>算式 略</p> <p>算式の符号</p> <p>略</p> <p>$L_{Ae, di}$ 当該空港において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この項において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十条第一項</u>に規定する日本産業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この項において同じ。）</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p style="text-align: center;">(法第二条第一項第二号の地区)</p> <p>第二条 法第二条第一項第二号に規定する総務省令で定める地区は、同号に規定する市町村の区域のうち、航空機（国内航空に従事するものに限る。以下同じ。）の騒音について、次の算式によつて得た数値が六十二デシベル以上である地区とする。</p> <p>算式 略</p> <p>算式の符号</p> <p>この算式において、$L_{Ae, di}$、$L_{Ae, ej}$、$L_{Ae, nk}$、T_0及びTの意義は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>$L_{Ae, di}$ 当該空港において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この項において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七条第一項</u>に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この項において同じ。）</p>

$L_{AE, ej}$ 単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間におけるj番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE, nk}$ 単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間におけるk番目のものの単発騒音暴露レベル

T_0 規準化時間(秒)とし、一

T_1 一日の時間(秒)とし、八六、四〇〇

2 前項に規定する $L_{AE, di}$ 、 $L_{AE, ej}$ 及び $L_{AE, nk}$ の値は、法第二条第一項第二号の空港ごとに、当該空港において離陸し、又は着陸する航空機の型式、飛行回数、飛行時刻その他の事項に関し、毎年四月(年度の中途において、同号の空港となつたものその他特別の事情があるものについては、総務大臣が別に定める時期)における、標準的な条件を設定し、これに基づいて算定するものとする。ただし、飛行経路は、年間における標準的な条件を設定するものとする。